

令和8年度（2026年度）障がい者芸術文化活動普及支援事業 募集要項

1 事業の目的

本事業は、障がい者の芸術文化活動支援を行う民間団体（1団体）へ補助を行い、障がい者の芸術文化活動を支援することで、障がい者の自立及び社会参加の推進を目的とします。

2 補助対象団体

補助対象となる団体は、次の条件をすべて満たすものとしします。

- ① 社会福祉法人その他の法人格を持つ団体。
- ② 熊本県内に事務所を有し、熊本県内で活動していること。
- ③ 補助対象事業を着実に実施できる事務及び組織体制があること。
- ④ 宗教活動や政治活動を目的とした団体ではないこと。
- ⑤ 特定に公職者（候補者を含む。）又は政党を推薦、支持、反対することを目的とした団体ではないこと。
- ⑥ 暴力団又は暴力団員の統制下にある団体ではないこと。

3 補助対象事業

（1）補助対象事業

①障がい者芸術文化活動支援センター設置に関すること

補助団体が芸術文化活動を行う障がい者本人やその家族、芸術文化活動を支援する障害福祉サービス事業所、支援団体等（以下「事業所等」という。）を支援する拠点である「障がい者芸術文化活動支援センター」（以下「支援センター」という。）を設置し、「障害者による文化芸術活動の推進に関する基本的な計画」（平成31年3月文部科学省・厚生労働省策定。）に定める施策の方向性を踏まえ、次のア～カに掲げる事業を行うものとします。

ア 相談支援

相談窓口を設置し、障がい者本人やその家族、芸術文化活動を支援する事業所等から芸術文化活動における支援方法、権利の保護、作品の販売、記録・保存等に関する相談を受け付け、関係機関等の紹介や専門的知見によるアドバイス、職員等の訪問による相談支援や体験講座等を行うこと。

相談の対応に当たっては、相談対応シートの導入、相談記録のデータベース化等により効率化を図り、障害者芸術文化活動広域支援センター（以下「広域センター」という。）等へ共有すること。

イ 芸術文化活動を支援する人材の育成

個人、事業所等で芸術文化活動を支援する者に対して、芸術文化活動の支援方法、著作権の権利保護、障がい特性への理解等に関する研修や、現場体験プログラムの提供などを行い、人材の育成及び確保を図ること。また、芸術文化活動に関わる各分野をつなぐ人材の育成についても工夫すること。

ウ 関係者のネットワークづくり

芸術文化活動を支える人材が連携・協力し、多角的な面から支援の在り方が考えられるよう、障がい者やその家族、福祉や芸術等の専門家、事業所や文化施設の職員、文化、福祉、まちづくり等の行政職員、教育関係者、研究者、地域住民等、分野や領域を超えてさまざまな関係者とネットワークを築くこと。

また、ネットワークを通じて意見交換や情報共有を行うなど、芸術文化活動の質の向上に務め、事業の実施に必要な協力を得ること。

エ 芸術文化活動（鑑賞、創造、発表等）に参加する機会の確保

地域における障がい者の活躍の場を広げ、多様な人々との交流が促進されるよう、専門家等と連携を図り、障がい者が作品等を鑑賞する機会、日頃の創作活動や新たな価値創造を行う機会、活動の成果等を発表する機会など、様々な目的や方法により芸術文化活動に参加する機会を確保すること。

確保にあたっては、支援センター自らが機会を創出する方法、あるいは、地域の他の主催者等が機会を創出するにあたり、助言や必要な物品・人員等の提供を行う方法も可能とする。

オ 情報収集・発信

展示や公演、上映会などのイベント情報、芸術文化活動の実態把握、作品・作者等に関する情報など、県内の芸術文化活動の情報を収集・発信するとともに、広域センター等の関係団体と連携し、得られた情報の活用を行う。また、可能な限り国内外の情報収集・発信にも努めること。その際、障がい者本人等に情報が十分届くよう工夫すること。

カ 事業評価及び成果報告のとりまとめ

地域の障がい者の芸術文化活動に対する支援の現状把握と事業の向上を図るため、事業評価に取り組むこと。また、実施成果をとりまとめ、広域センターへ報告するとともに、報告書を作成すること。

②支援センターの機能強化に関すること

次に掲げる取組のいずれか又は両方を実施することで、支援センターの機能を強化する事業を行うものとします。

- ア 県内の障害福祉サービス事業所や文化施設等に出向いて行う相談や専門的知見によるアドバイス。
- イ 当該都道府県内の福祉施設等と文化施設や文化芸術団体等が連携する取組に対する支援。

(2) 留意事項

- ・ 国、県又はこれらの関係団体からの補助金等の交付を受ける事業は対象外とします。
- ・ 事業の主要な部分を他に委託する事業は対象外とします。ただし、高度な専門性が必要であるなど合理的な理由がある場合は除きます。
- ・ 業務が完了したときは、事業の成果をとりまとめ県へ報告する必要があります。
- ・ 事業の実施に当たっては、令和7年3月31日付け障発0331第22号障害者芸術文化活動普及活動支援事業実施要綱の4の(4)実施上の留意点に十分留意すること。

4 補助対象経費

- (1) 補助金交付の対象となる経費(補助対象経費)は、障がい者芸術文化活動普及支援事業を実施するために必要な給与・諸手当、報酬、賃金、共済費、諸謝金、旅費、需用費(消耗品費、燃料費及び印刷製本費)、役務費(通信運搬費、手数料及び保険料)、会議費、使用料及び賃借料、委託費、備品購入費、扶助費、負担金、補助金、助成金、交付金に限ります。
※報償費や旅費等は県単価を基準に査定する場合があります。

<主な具体例>

- ①賃金：相談支援を行う障がい者芸術文化活動支援センター相談員(仮称)の報酬等
- ②諸謝金：意見交換会会員及び研修会講師の謝金等
- ③旅費：意見交換会会員及び研修会講師の旅費等
- ④役務費：事業遂行上必要なサービス提供の対価として支出する経費(展覧会周知案内の切手等の通信運搬費等)
- ⑤需用費：事業遂行に伴う事務用品等の物品の取得等に要する経費(文具などの消耗品費、パンフレットや報告書等の印刷製本費等)
- ⑥使用料：研修会、展覧会開催に係る会場の使用料等

(2) 留意事項

- ・ 補助対象経費は、補助事業期間中に補助事業に対して支出する費用に

限られ、明確に区分でき、かつ証拠書類によって金額等が確認できるもののみになります。

- ・団体の運営に要する経常的経費（家賃、光熱水費、団体の役員や職員の人件費等）は対象外とします。例えば、研修等で団体の役員や職員が講師となった場合の謝礼については対象経費とすることができません。報酬、謝金については、団体外部の者についてのみ認められます。

5 補助金限度額等

補助金限度額 5,000千円（補助団体は1団体）

6 補助対象期間

交付決定の日から令和9年（2027年）3月31日（水）までの期間に行われる事業に要する経費に限ります。

7 応募方法等

（1）応募期間

令和8年（2026年）5月19日（火）まで

（2）申請書等様式について

県庁ホームページからダウンロードできます。また県庁障がい者支援課（県庁行政棟新館4階）でも配布しております。

（3）提出方法

応募書類は、県庁障がい者支援課に郵送または持参により2部提出してください。（郵送の場合は、当日必着。）

※応募に係る費用は応募者負担となります。

8 提出書類

- ①補助金交付申請書（熊本県健康福祉補助金等交付要項（以下「要項」という。）別記第1号様式）
- ②事業計画書（令和8年度（2026年度）障がい者芸術文化活動普及支援事業補助金交付要領（以下「要領」という。）別記第1号様式）
- ③収支予算書（要領別記第2号様式）
- ④団体に関する調書（要領別記第3号様式その1から別記第3号様式その3まで）
- ⑤定款、規則又はこれらに準ずるもの
- ⑥申請事業の詳細がわかる資料（事業の仕組み・体系図等）
- ⑦申請団体がこれまで実施した事業の内容がわかる資料（事業概要、写

真、パンフレット、会報、実績報告書、決算書等)
※写しについては、申請者による原本証明を行うこと。

9 審査方法等

(1) 審査方法

応募要件を満たしているかについて県で要件審査したうえで、芸術文化関係者、行政関係者等で構成する審査会で事業内容の審査を選考します。なお、選定に当たって、審査会が事業内容・実施体制等に条件を付すことがあります。また、必要に応じて現地ヒアリングや提案の詳細に関する追加資料を求める場合があります。

(2) 審査項目

審査会では、「2 補助対象団体」「3 補助対象事業」の要件を満たしている応募について、以下の項目について評価し、総合的な審査を行います。

①事業実施が必要となる現状と課題に関する評価

- ・障がい者の芸術文化活動支援に関する現状と課題を把握し、課題解決のために寄与する事業となっているか。

②実施体制、実現可能性及び収支計画に関する評価

- ・事業計画、実施体制、スケジュールが適切であり、他機関との連携・支援もあり効率的・効果的に実施できるか。
- ・資金計画が確実か、支出予定の補助対象経費は妥当か。

③事業内容に関する評価

- ・障がい者の芸術文化活動支援（相談支援、人材育成）の専門的知識を有しているか。
- ・障がい者の芸術文化活動支援につながる人脈、ネットワークを有しているか。
- ・作品発表、情報発信に係る専門的知識を有しているか。
- ・県が補助すべき広域性はあるか。
- ・実施する事業に今後の継続性・発展性、明確な中長期的目標があるか。

(3) 交付決定

審査会での選考結果をもとに、予算の範囲内で補助金の交付及び額又は不交付を決定し、5月下旬に通知する予定です。

なお、交付決定後や事業完了後であっても、虚偽の申請があった場合などは、交付決定を取り消す場合があります。

(4) その他

応募団体が1団体であり、一定要件を満たす場合は、前述の(1)～(3)を準用し、同項目の「審査会」を「障がい者支援課」と読み換え、交付決定を行う場合があります。

1 0 補助金の交付

補助金の交付（支払い）は口座振替により行います。また、補助金の交付について、必要があると認められる場合においては、事業完了前に概算払いを行うことができます。

なお、概算払いに必要な書類は次のとおりです。

- ①概算払請求書（要領別記第8号様式）
- ②補助金概算払請求の内訳（書式自由）
※内訳書には請求書など、金額の根拠となる書類を添付して下さい。
- ③概算払請求日の前月末までの支出一覧表、領収書等支出を証する書類の写し

1 1 補助事業の内容等の変更

補助事業の内容変更等により交付申請内容に変更がある場合は、補助金変更申請書（要項別記第4号様式）の提出が必要となります（軽微な変更を除く。）

変更申請書の提出がないまま事業が実施された場合、「収支予算書」に基づかない支出については、補助対象外となる場合があります。

1 2 事業完了後の実績報告

補助対象事業は、令和9年（2027年）3月31日（水）までに事業を完了する必要があります。事業完了した日から10日以内、又は令和9年（2027年）3月31日（水）のいずれか早い日までに、次の書類を県に提出していただきます。

- ①実績報告書（要項別記第7号様式）
 - ②事業実績報告書（要領別記第5号様式）
 - ③収支精算書（要領別記第6号様式）
 - ④収支精算に関する資料（収支一覧表、領収書等支出を証する書類の写し）
 - ⑤実施事業の詳細がわかる資料（事業の成果、成果を踏まえた今後の取り組みの報告書を含む）
 - ⑥その他補助事業に関する資料
- ※写しについては、申請者による原本証明を行うこと。

1 3 補助金の返還

事業完了後、実績報告書等の内容を確認し、補助金の額を確定します。その結果、既に概算払で補助金を交付している場合、補助金の全部又は一部を返還していただく場合があります。

1 4 お問い合わせ先（応募先）

熊本県健康福祉部子ども・障がい福祉局障がい者支援課社会参加班

住 所：〒862-8570 熊本市中央区水前寺6丁目18-1

電 話：096-333-2235

F A X：096-383-1739